2019 年 11 月 10 日

～毎月 10 日は人権を考える日～

「同和対策事業」って何？

「最近の若い人は、同和対策事業について知らない人が多い」という意見を聞くことがあります。そこで、今回は、「同和対策事業」について、一緒に考えてみましょう。まず、部落差別解消に関係する法律の変遷です。

1965 年	「同和対策審議会答申」が出される。 ・ 部落問題は、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である。 ・ その早急な解決こそ国の責務である、国民的課題である。
1969 年	「同和対策事業特別措置法」の制定（10 年の時限立法）
1979 年	「同和対策事業特別措置法」3 年延長
1982 年	「地域改善対策特別措置法」の制定（5 年の時限立法）
1987 年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の制定（5 年の時限立法）
1992 年	「地対財特法」5 年延長
2002 年	法の期限切れ ＜14 年 9 か月にわたる部落問題に関する法律の空白期間＞
2016 年	「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

同和対策事業は、「対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与する」ことを目的として実施されました。公営住宅の建設や奨学金制度の創設など、同和地区に対する対策事業の実施と市民に対する教育・啓発活動として具体的に展開していきました。その結果、住環境をはじめとする生活実態は大きく改善されました。また、学校における同和教育だけでなく、市民や企業に向けた啓発活動も進められ、部落問題解決への理解を深めていきました。またそれは、被差別当事者の自信と誇りを回復させることにもつながったのです。

そして、私たちは今、「部落差別解消推進法」を推進しなければいけません。第 1 条には、「部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記されています。「社会全体を変える」ことによって部落差別を解消し、誰もが生きがいをもって幸せに暮らせる社会を実現する時代がやってきたのです。

西条市人権教育協議会　　西条市人権擁護課